参考様式第５－２号

地域計画

策定年月日	令和7年5月12日
更新年月日	（　　）
目標年度	令和17年度
市町村名 （市町村コード）	朝来市 （ 282251 ）
地域名 （地域内農業集落名）	朝来市和田山町東河地域 （ 東河地区 ）

注：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）	187.77 ha
①　農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	161.42 ha
②　田の面積	136.97 ha
③　畑の面積（果樹、茶等を含む）	50.80 ha
④　区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	25.00 ha
⑤　区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	21.00 ha
（参考）区域内における65才以上の農業者の農地面積の合計	47.60 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	37.60 ha
（備考）	

注1：①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
　2：②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積（現況地目）に基づき記載してください。
　3：④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
　4：⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
　5：（参考）の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
　6：「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

（2）　地域農業の現状及び課題

当地区においては、現在法人・個人の認定農業者（法人2事業所・個人5者）によって全体の55%を耕作している。しかし、農業者の高齢化及び離農者は増加の傾向にあり、担い手の育成と農地の集積・集約化による規模の拡大と効率化について地域で話し合い進めていかなければならない。

また、小規模ではあるが農業に関心のある若者（後継者等）の新規参入と育成を目指し、地域全体で農地の維持・管理をするモデル地区を作り上げる必要がある。

（3）　地域における農業の将来の在り方（作物の生産や栽培方法については、必須記載事項）

現在は水稲を中心とした農業経営ではあるが、食の安全・安心の観点から「コウノトリを育む米」等の作付面積を増やし、農業所得向上を目指す。

朝来市の特産である岩津ねぎ・黒大豆・ピーマン（ハバネロ含む）等の作付を増やし、安定した経営環境を構築する。

また、遊休農地の活用法として「朝倉さんしょ」等を作付けし、収穫作業等を地域内住民行うことで雇用にも貢献出来ると考える。

2　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

（1）農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

「担い手」「小規模後継者」間で、農機具応援及び作業受託が出来る体制を構築し、自治協議会（区長会等）を通じた応援体制が必要と思われる。

（2）担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	55　　%	将来の目標とする集積率	80　　%

（3）農用地の集団化（集約化）に関する目標

将来的に全ての農地を農地中間管理機構（農地バンク）を通じ、効率の良い農地の集積及び集約化を実現させる。

3　農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

（1）農用地の集積、集団化の取組
農業委員・農地利用最適化推進員・担い手会議・自治協議会（区長会等）で継続的に話し合いを実施し、遊休農地の解消を目指す。
（2）農地中間管理機構の活用方法
農地中間管理機構の必要性・重要性を農地所有者（地主）に説明し理解を求めること。農地の「利用権設定」は全て農地中間管理機構を通じ実施する。
（3）基盤整備事業への取組
農地の大規模化・給水のパイプライン化等は、将来に向けた持続可能な農業には必要不可欠な事業であり、少人数で高い農作業効率を求める為には農業機械の大型化及びスマート化について、再基盤整備事業は大いに期待出来るものである。
（4）多様な経営体の確保・育成の取組
自治協議会（区長会等）を通じ、地域全体の各集落の「農事部長会議」を定期的に開催し、意見・課題等について共通認識を持ち、解決する機会を作る。 意欲のある若手農業者及び新規就農者に対する支援についても、担い手会議を開催し地域全体に協力をお願いする。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
法人・個人の認定農業者（法人2事業所・個人5者）及び他地域の法人1事業所で、ほぼすべての農地を維持・管理をしているので、今後もこの体制を維持する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください）

□	①鳥獣被害防止対策	☑	②有機・減農薬・減肥料	☑	③スマート農業	☑	④畑地化・輸出等	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	☑	⑦保全・管理等	☑	⑧農業用施設	□	⑨耕畜連携等	□	⑩その他

【選択した上記の取組内容】
②コウノトリを育む米の作付を増やす。また野菜・果樹についても減農薬・有機栽培に重点を置く。
③高齢化及び農業人口の減少に対応するためには、スマート農業に有る程度依存しなければ出来なくなってきている。女性或いは新人でも使いこなせる農業機械の導入を検討する。
④長期的には、安定した収入を確保するため輸出に適した品種の栽培も必要と考える。
⑦中山間事業・多面的事業等を活用して、地域全体（全員）で農地及び環境を維持する。
⑧ハウス栽培にも力を入れ、天候に左右されにくいため安定した農業収入を得るようにする。

4　地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）

属性	農業を担う者（氏名・名称）	現状			10年後（目標年度：令和 17 年度）				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	96経営体		150.32 ha	0 ha		125.56 ha	23.80 ha		

別紙のとおり

注1：「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者（農協を除く）は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
2：「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
3：農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
4：作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
5：備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5　農業支援サービス事業者一覧（任意記載事項）

番号	事業体名 （氏名・名称）	作業内容	対象品目

6　目標地図（別添のとおり）

7　基盤法第22条の３（地域計画に係る提案の特例）を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数（人）		うち計画同意者数（人・%）	

注１：「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
注２：「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
注３：提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

（留意事項）
農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。
また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。
必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

現況の農地管理図【東河地域】

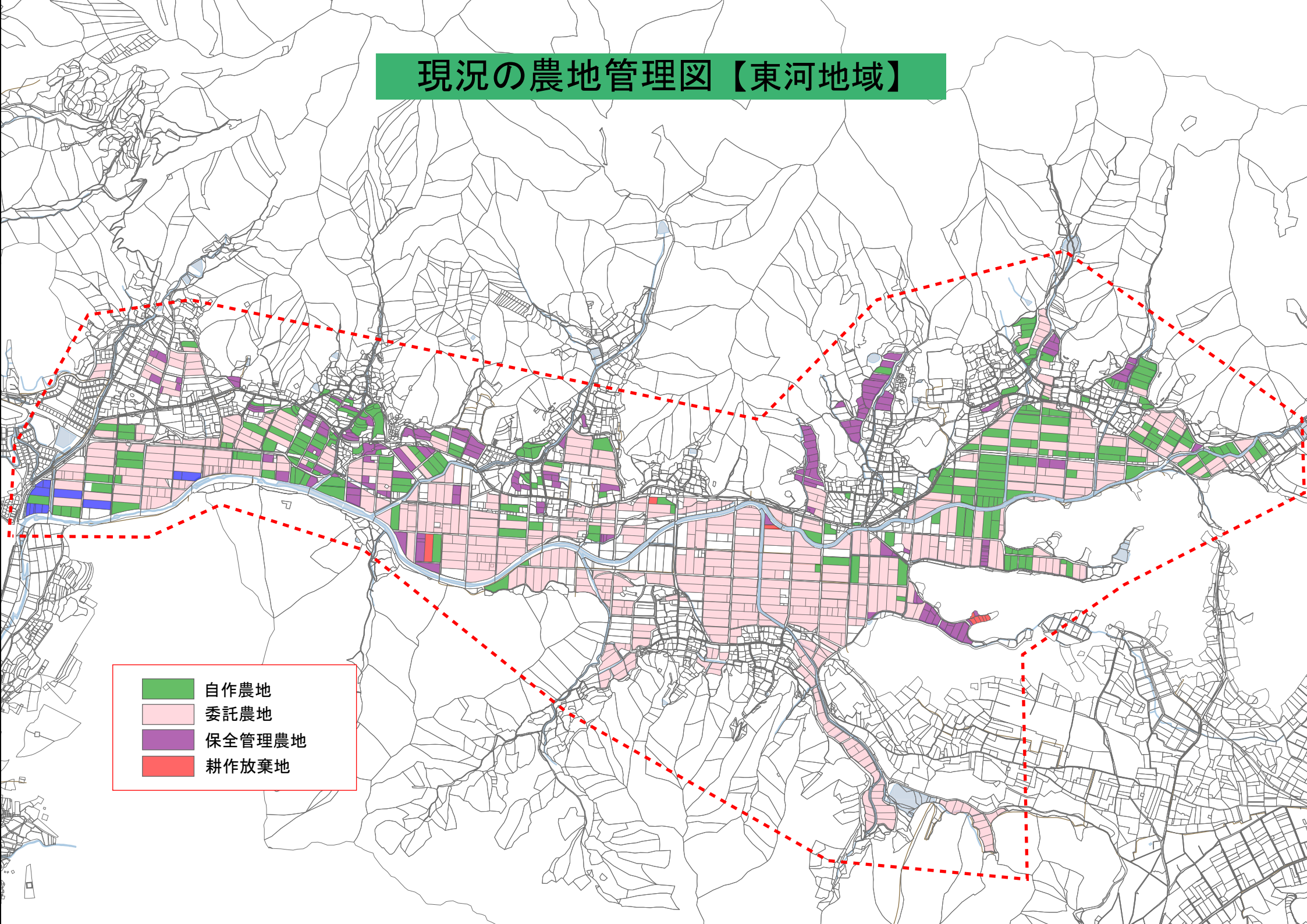

現況の農地管理図【東河地域（夜久野高原）】

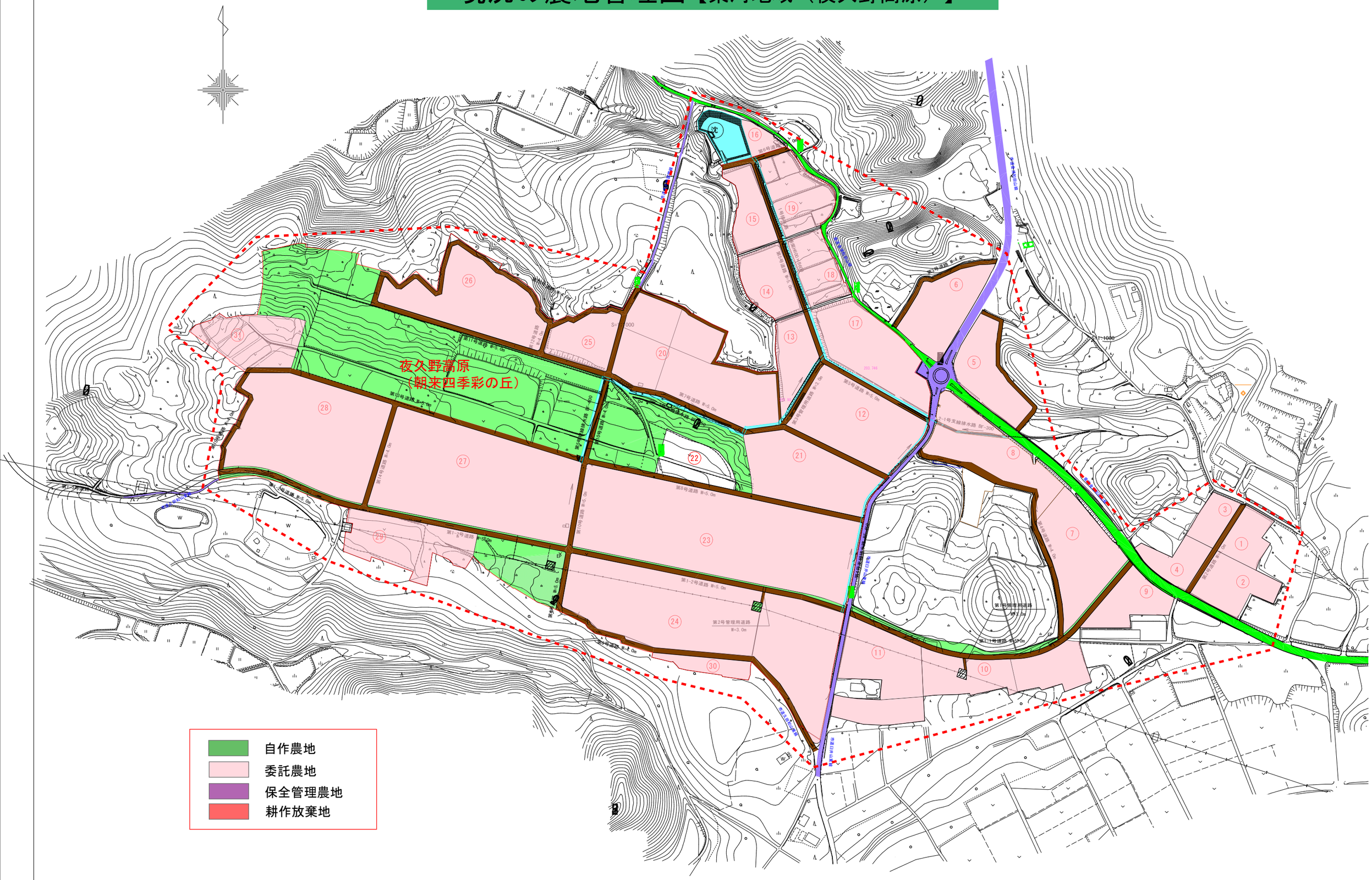

10年後の農地管理図【東河地域】

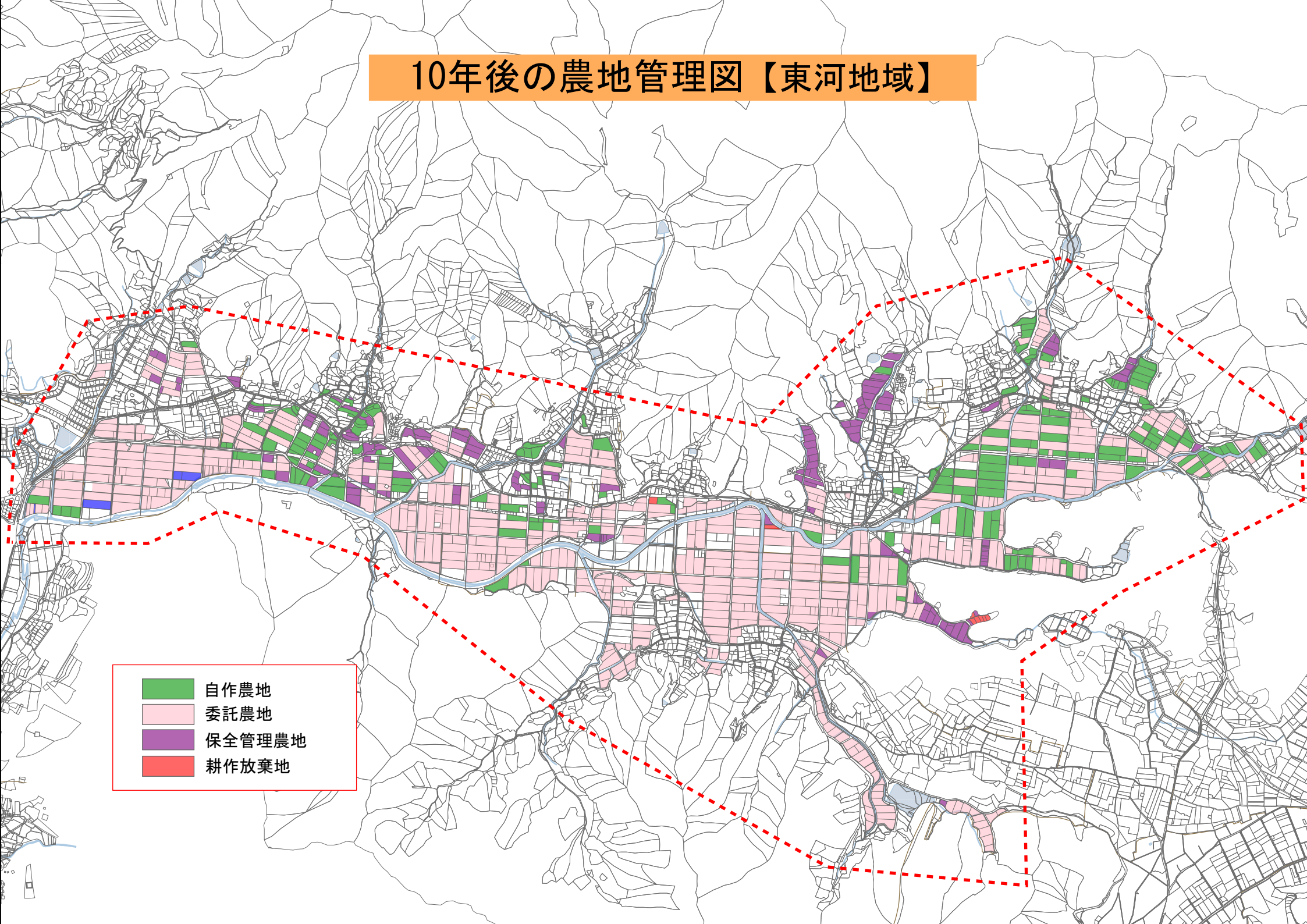
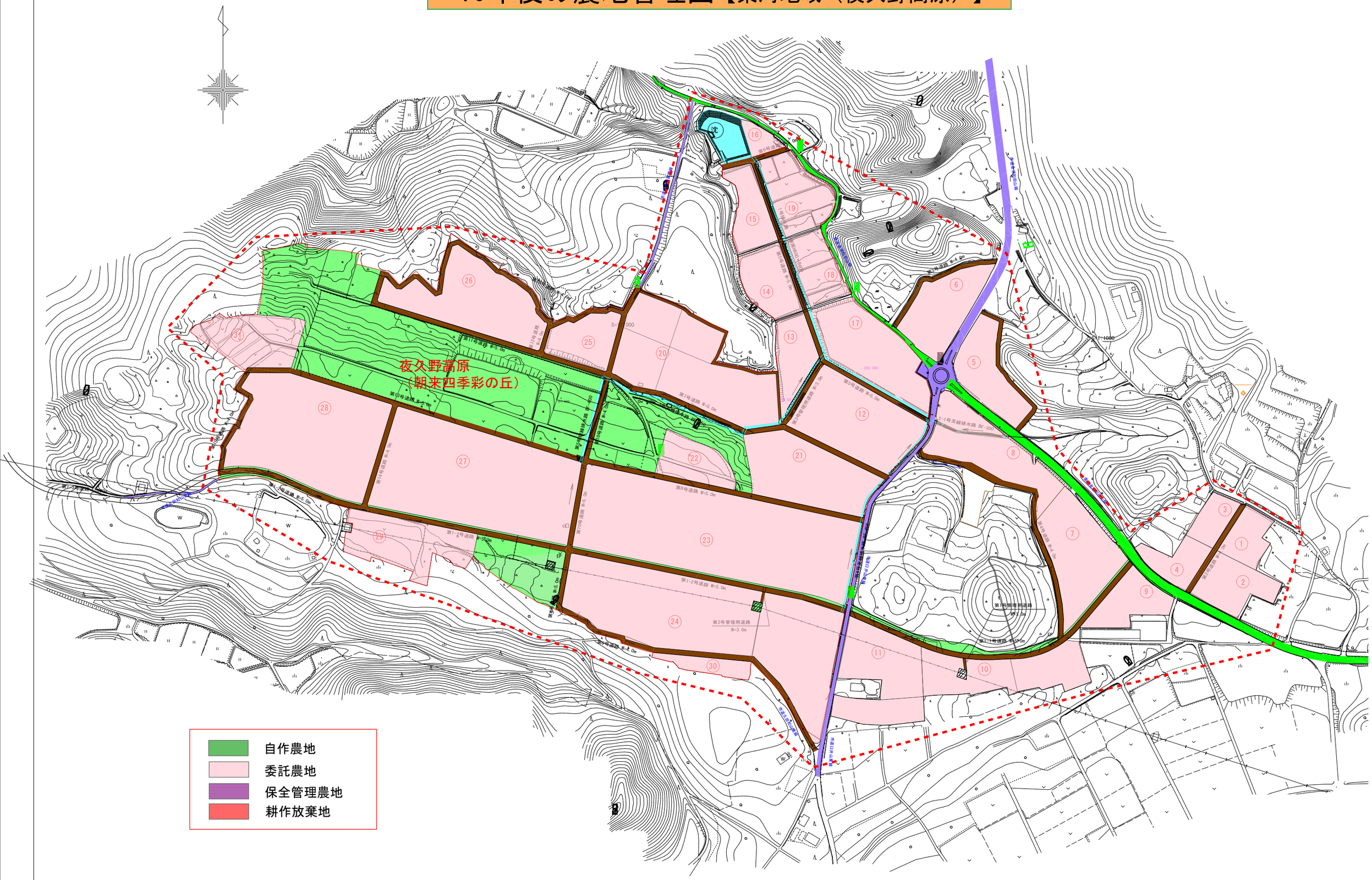
10年後の農地管理図【東河地域（夜久野高原）】